

武蔵野市では

武蔵野市暴力団排除条例

を制定しています

給付金の交付、公の施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる場合は、給付金の不交付決定・交付の取消し、公の施設の利用制限を行います。

<武蔵野市暴力団排除条例に関する説明>

次に掲げるものに該当する申請の場合は、承認（決定）されないことがあります。

また、一旦承認（決定）された場合でも、次に掲げるものに該当することとなった場合には、当該申請が取り消される場合があるほか、市の条例、規則、要綱等により市に返還すべき返還金等がある場合には、返還請求がなされることがあります。

市の施設の利用について、既に市に納めた利用料がある場合には、返還されないことがあります。

その他、申請者や当該申請に関係する者が、暴力団員、暴力団関係者に該当するか否かの確認のため、警視庁へ照会されることがあります。

1 給付金の交付等に係る申請（武蔵野市暴力団排除条例第8条関係）

武蔵野市が行う補助金等給付金の交付が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

2 市が設置する公の施設利用に係る申請（同条例第9条関係）

市が設置する公の施設の利用に関して、その利用目的又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

●武蔵野市暴力団排除条例に関するお問合せ
武蔵野市 防災安全部 安全対策課 0422(60)1916

●その他の相談窓口
武蔵野警察署(刑事組織犯罪対策課)0422(55)0110 代表
警視庁暴力ホットライン 03(3580)2222
暴力団追放運動推進部都民センター 0120(893)240

